

意見募集案件	北広島市行財政改革大綱・実行計画の策定について
担当	企画財政部行政推進課 電話 011-372-3311 内線 881
意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日(水)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所行政推進課及び各出張所 団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館(本館)、 ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) 企画財政部行政推進課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: gyousui@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表 予定時期	市ホームページにて平成 26 年 12 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 市を取り巻く環境の変化や厳しい行財政状況が想定されるなか、市民ニーズに柔軟かつ的確に対応したまちづくりを進めるためには、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方公共団体の事務処理の原則に立ち返り、安定的・持続的に行政サービスを提供できる行財政システムを構築する必要があります。 このため、平成 26 年度で計画期間が終了する現大綱・実行計画の基本的な考え方を継承しつつ、平成 27 年度以降もさらなる行財政改革に取り組むこととし、新たな行財政改革大綱・実行計画を策定するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 第 5 次総合計画との整合性を図るため、計画期間は平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とし、「持続可能な財政運営の推進」「機能的な行政運営の推進」「市民協働・官民連携の推進」を基本目標に掲げて、行財政改革を進めます。 (3) その案の根拠となる法令等 特になし (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 大綱・実行計画に基づき行財政改革を推進し、安定的・持続的な行政サービスの提供に努めます。
対象となる政策等 の原案	北広島市行財政改革大綱・実行計画(素案)
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 26 年 12 月 大綱・実行計画決定